

令和 8 年度監査基本計画

令和 8 年 3 月 4 日 監査委員決定

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）及び日野市監査委員に関する条例（昭和 3 9 年条例第 2 8 号）に基づく監査、検査及び審査を効率的に実施するため、日野市監査基準（以下「監査基準」という。）に基づき、令和 8 年度の監査基本計画を下記のとおり定める。

記

1 基本方針

本年度の監査等にあたっては、監査基準に基づき、財務に関する事務の執行が、法律・条例等に基づき適正に処理されているかを主眼に検証することはもとより、組織目的の達成を阻害する要因であるリスクにも留意し、各事業について、限られた財源を活かし、経済性、効率性、有効性の観点によって予算執行が行われているかどうかを検証する。また、監査等の結果による指摘事項、要望事項に対する改善状況を的確に把握することにより、監査等の実効性を確保する。

2 監査等の種類

(1) 定期監査（地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項）

財務に関する事務の執行及びその他の事務が法令等に基づいて、適正かつ効率的に行われているか、また経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

- ① 監査対象 : 子ども部、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、教育部（生涯学習担当は除く）
- ② 監査の時期 : 9 月～1 2 月（子ども部、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局）
1 2 月～3 月（教育部（生涯学習担当は除く））

(2) 財政援助団体等監査（地方自治法第 1 9 9 条第 7 項）

市が補助金等の財政的援助を行っている団体等（公の施設の指定管理者）について、当該施設の管理、協定等に基づく義務の履行、その他の事務の執行が、適正かつ効率的に執行されているか、また担当部署の当該団体等の指定管理者の指定の手続き、管理に関する協定等の締結等が適切に行われているかどうかを主眼として実施する。

- ① 監査対象 : 社会福祉法人 日野市社会福祉協議会
(健康福祉部 福祉政策課)
- ② 監査の時期 : 1 0 月～2 月

(3) 内部統制評価報告書審査（地方自治法第 1 5 0 条第 5 項）

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続きに沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかどうかを主眼として実施する。

- ① 審査対象 : 全課（主な対象は、企画経営課とする。）

② 審査の時期 : 5月～8月

(4) 決算等審査(地方自治法第233条第2項、第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項)

一般会計・特別会計及び公営企業会計(病院事業会計、下水道事業会計)の決算等について、計数の確認を行うとともに予算執行、財政運営、基金など財産の運用及び管理が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

① 審査対象 : 全課

② 審査の時期 : 6月～8月

(5) 財政の健全化判断比率等の審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が、正確に計上され適正に作成されているかどうかを主眼として実施する。

① 審査対象 : 財政課、市立病院、下水道課

② 審査の時期 : 7月～8月

(6) 例月出納検査(地方自治法第235条の2第1項)

会計管理者及び企業出納員等が保管する現金・預金等の出納について、毎月の計数を確認するとともに、検査当日の現金の保管状況を検査する。

① 検査対象 : 全課(現金保管状況検査は、会計課を主な対象とする。)

② 検査の時期 : 毎月第4水曜日。祝日の場合はその翌日とする。

ただし、監査委員の都合がつかないときなどは別途定める。

3 その他の監査

住民監査請求(地方自治法第242条)に基づく監査、その他の監査については、必要に応じ、その都度、監査計画をたて実施する。

4 監査等の実施体制

監査等の実施体制は、監査等の種類ごとに役割分担を行い実施する。

5 監査等の実施予定時期及び対象

別紙のとおり

<別紙>

| 監査等の種類 | 実施予定時期 | 対 象 |
|----------------|---|---|
| 定期監査 | ①令和8年9月～12月 (説明聴取：11月) ②令和8年12月～令和9年3月 (説明聴取：2月) | ①子ども部、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局 ②教育部（生涯学習担当は除く） |
| 財政援助団体等監査 | 令和8年10月～令和9年2月 (説明聴取：1月) | 社会福祉法人 日野市社会福祉協議会 |
| 内部統制評価報告書審査 | 令和8年5月～8月 | 全課（主な対象は、企画経営課とする。） |
| 決算等審査 | 令和8年6月～8月 | 全課 |
| 財政の健全化判断比率等の審査 | 令和8年7月～8月 | 財政課、市立病院、下水道課 |
| 例月出納検査 | 原則毎月第4水曜日 | 全課（現金保管状況検査は、会計課を主な対象とする） |
| その他の監査 | 必要に応じ、その都度、監査計画をたて実施する。 | 対象の部署又は事務 |